

大学共同利用機関法人自然科学研究機構における研究活動上の不正行為に関する通報窓口規程

平成20年2月28日

自機規程第75号

(目的)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構における研究活動上の不正行為への対応に関する規程（平成20年自機規程第74号。以下「不正行為対応規程」という。）第8条第2項に基づき、大学共同利用機関法人自然科学研究機構（以下「機構」という。）における研究活動上の不正行為に関する通報窓口（以下「通報窓口」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において対象となる不正行為とは、不正行為対応規程第2条に規定する不正行為をいう（以下「不正行為」という。）。

2 この規程において機関とは、大学共同利用機関法人自然科学研究機構組織運営通則（平成16年自機通則第1号）第2条第1項に規定する大学共同利用機関、第2条の2第1項に規定する機構直轄の研究施設及び第50条第1号に規定する岡崎共通研究施設をいう。

3 この規程において機関の長とは、前項に規定する機関の長をいう。ただし、岡崎共通研究施設にあっては、当該研究施設に対して密接な関係及び協力を行う大学共同利用機関の長とする。

(通報窓口の設置)

第3条 機構に設置する通報窓口及び窓口責任者は、別表のとおりとする。

(通報の取扱い)

第4条 不正行為に関する通報の方法は、原則として書面、FAX、電子メール、面談によるものとする。

2 通報は、別紙様式に定める申立書により行うものとする。

3 通報は、原則として顕名により行われるものとし、被通報者名、不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正行為とする合理的な根拠が示されなければならない。

4 匿名による通報については、窓口責任者は、当該通報の内容等を各機関の長と協議した上、顕名の場合に準じた取扱いをすることができる。

5 前4項の規定は、不正行為が行われようとしているなどの通報又は報道、学会等により不正行為の疑いがあるとの指摘がなされた場合において、これを準用する。

6 不正行為の疑いがインターネット上に掲載されている（不正行為を行ったとする研究

者・グループ、不正行為の態様等、事案の内容が示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されている場合に限る。) ことを、当該不正行為を指摘された者が所属する機関の長が確認した場合、当該機関に告発があった場合に準じた取扱いとすることができる。

- 7 通報窓口において通報を受け付けたことを通報者が知り得ない方法により通報された場合は、当該窓口責任者は、通報者に通報を受け付けたことを通知するものとする。
- 8 通報窓口において通報を受け付けた場合、当該窓口責任者は、通報内容により速やかに研究倫理担当理事に報告するとともに、事務局の窓口責任者に連絡するものとする。
- 9 前項の報告を受けた事務局の窓口責任者は、機構長に報告するものとする。

(秘密保持)

第5条 通報窓口は、不正行為に関する通報を受け付ける場合、通報者が特定されないよう秘密を守るため、個室での面談の実施その他担当職員以外が書面や電子メールなどを見聞できないように、適切な措置を講じなければならない。

- 2 通報窓口に寄せられた不正行為に関する通報を知る立場にある者は、通報者、被通報者及び通報内容について、調査結果の公表まで、第三者に漏えいしないよう秘密保持を徹底しなければならない。

(通報者・被通報者の保護等)

第6条 機構は、悪意に基づく通報を防止するため、調査の結果、悪意に基づく通報であったことが判明した場合は、通報者の氏名の公表や懲戒処分又は刑事告発を行う場合があることを機構内外に周知するものとする。

- 2 機構は、悪意に基づく通報であることが判明しない限り、単に通報したことを理由に通報者に対し、解雇その他不利益な取扱いを行ってはならない。
- 3 機構は、相当な理由なしに、単に通報されたことのみをもって、被通報者の研究活動を禁止したり、解雇その他不利益な取扱いを行ってはならない。

(補則)

第7条 この規程で定めるもののほか、通報窓口に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成20年2月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年10月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年1月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和5年2月16日改正）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年11月24日改正）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表 通報窓口及び窓口責任者（第3条関係）

機関名	通報窓口	窓口責任者
事務局	事務局研究協力課	研究協力課長
共創戦略統括本部		
アストロバイオロジーセンター	国立天文台事務部研究推進課	研究推進課長
生命創成探究センター	岡崎統合事務センター国際研究協力課	国際研究協力課長
国立天文台	国立天文台事務部研究推進課	研究推進課長
核融合科学研究所	核融合科学研究所管理部研究支援課	研究支援課長
基礎生物学研究所	岡崎統合事務センター国際研究協力課	国際研究協力課長
生理学研究所		
分子科学研究所		
岡崎共通研究施設		

別紙様式

申 立 書

申立日： 年 月 日

自然科学研究機構

不正行為防止委員会委員長 殿

所 属：

職名等：

氏 名：

連絡先：

大学共同利用機関法人自然科学研究機構における研究活動上の不正行為に関する通報
窓口規程第4条の規定に基づき、下記の申し立てを行います。

1. 対象者の所属，職名等，氏名

所 属：

職名等：

氏 名：

2. 内容

3. 発生時期

年 月

4. 発生場所

5. 証拠資料

6. 対象資金について

7. その他参考となる事項（記述は任意とします。）

※ わかる範囲で記入してください。

窓口担当者記入欄

受 付 日： 年 月 日

受 付 機 関 名：

窓口担当者氏名：

窓口電話連絡先：